

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

2019年12月09日作成

2022年7月13日最終改訂

信州上田医療センター薬剤部

1. 処方変更に関わる原則

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない
- 患者に適切な服用方法、使用方法、価格など十分な説明を行い、理解と同意を得た場合のみ、2. ①から⑫、3. に記載する変更を可能とする
- 麻薬及び抗悪性腫瘍薬については本プロトコルの対象外とする

2. 疑義照会の不要例

① 一包化指示

- 患者希望またはアドヒアランス向上が図れる場合のみ

② 後発医薬品から先発医薬品への変更

③ 成分名が同一の銘柄変更（先発医薬品含む）

- 例) フォサマック錠 35 mg→ボナロン錠 35 mg
アセトアミノフェン坐剤→アルピニー坐剤
- 後発品のメーカー変更については報告不要
例) 酸化マグネシウム「ヨシダ」→酸化マグネシウム「JG」

④ 剤形変更（先発医薬品含む）

- 例) リクシアナ錠 30 mg→リクシアナ OD 錠 30 mg
リリカカプセル 75 mg→リリカ OD 錠 75 mg
ミヤ BM 錠 2 錠→ミヤ BM 細粒 1g
- 用法用量が変わらない場合のみ

⑤ 規格変更（先発医薬品含む）

- 例) 25 mg 2 錠→50 mg 1 錠
10 mg 0.5 錠→5 mg 1 錠
- 用法用量が変わらない場合のみ

⑥ 同一成分の貼付剤、軟膏剤の規格変更

- 例) ロキシニンテープ 50 mg→ロキシニンテープ 100 mg
スチブロン軟膏 0.05%5g2 本→スチブロン軟膏 0.05%10g1 本

- ⑦ 貼付剤の処方上限による枚数変更（コメントで特記事項が無い場合）
- 例) ケトプロフェンパップ 70 枚→63 枚
- ⑧ 同一成分の貼付剤のパップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更
- 例) ロキソニンパップ 100 mg→ロキソニンテープ 100 mg
- ⑨ 添付文書で特殊な用法が規定されている薬剤の連日服用の日数変更
- 例) ボナロン錠 35 mg 1 錠 分 1 起床時 14 日分→2 日分
エベレンゾ 50 mg 1 錠 分 1 朝食後 14 日分→6 日分
- ⑩ 「1 日おきに服用」「週に 1 回服用」等コメントで用法が別途記載された薬剤の連日服用の日数変更
- 例) バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分→15 日分
- ⑪ 残薬調整のための投薬日数の変更
- 剤数が変わるような変更は不可とする
 - 投薬日数を減らす場合のみ（投薬日数を増やす場合は疑義照会を行う）
- ⑫ 同一成分の合剤への変更
- ネシーナ錠 25 mg 1 錠/1×+メトホルミン錠 500 mg 1 錠/1×→イニシク配合錠へ変更など
3. 外来服薬支援料の算定に関わる問い合わせについて
- 当院処方に関して、服薬支援を目的とした業務における、処方医へ了承を得るための問い合わせは不要とする
 - 服薬カレンダーの活用等により薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援するための業務などがこれにあたる
 - 重複投薬、相互作用等の有無を確認し、処方医に照会が必要と判断した場合は、疑義照会を行う
 - 必ずその内容を保険医療機関に情報提供を行う
4. 処方変更後、外来服薬支援料算定後の連絡について
- プロトコルに基づき処方変更を行った場合、又は外来服薬支援料の算定に関わる処方支援を行った場合は、その内容を FAX にて薬剤部へ連絡を行う
 - FAX : 0268-26-6097 (薬剤部)

5. 変更後の流れについて

- プロトコルに基づいて変更された内容は、調剤薬局からの FAX をスキャンにて電子カルテ内に取り込む
- 疑義照会にて変更された内容は、医師より事後修正を行う

6. 各種連絡先

① 疑義照会

受付時間：平日 8：45～17：00

TEL：0268-22-1890（代表）⇒医師へ直接確認

② プロトコルに関すること

受付時間：平日 8：45～17：00（FAX は時間外も可）

TEL：0268-22-1890（代表）⇒薬剤部へ

FAX：0268-26-6097（薬剤部）

③ 事務的な内容（押印、保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日 8：45～17：00

TEL：0268-22-1890（代表）⇒医事課へ